

受理年月日	平成24年12月17日	付託年月日	平成24年12月18日	所管委員会	第1委員会
番 号	24年 請 願 第 15 号				
件 名	非核三原則の法制化を求める意見書議決及び非核平和都市宣言について				
請 願 者	中央区荒戸三丁目3-39 福岡市原爆被害者の会 会長 三根 繁				
紹介議員	高田、池田、落石、中山、熊谷、綿貫、星野、宮本				
分割付託	第2委員会 (24年第16号)				
要 旨	<p>ことしは広島、長崎に原爆が投下されてから67年目になります。人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日までみずからの命を削る思いで被爆体験を語り、再び被爆者をつくらないことを願って、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。</p> <p>広島、長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びました。多くの被爆者が無一物になり、貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、命、体、心、暮らしに被害を受け続けています。</p> <p>この地球上から核兵器をなくすことは、被爆者の悲願であり、世界の恒久平和は人類共通の願いであります。</p> <p>世界の潮流は、核兵器廃絶に向かっています。今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。</p> <p>そのために、私たち被爆者は、非核三原則の法制化を求めます。</p> <p>私たちはノーモアヒロシマ、ナガサキ、ノーモアヒバクシャを訴えてきましたが、放射線によって苦しむ人々をこれ以上生み出さないとの願いを持っています。</p> <p>核兵器廃絶や非核三原則を求める非核宣言自治体は、現在、日本の自治体1,790のうち、1,556自治体、86.9%と、核兵器のない平和な社会を後世に引き継ぐべく、非核平和都市宣言を行っています。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非核三原則の法制化について、政府に意見書を提出すること。 2. 非核平和都市宣言を早期に行うこと。 				
審 査	平成 24 年 12 月 19 日	結 果	第1項継続	委員会	
年 月 日	平成 年 月 日			本会議	
	平成 年 月 日			平成 年 月 日	

平成24年12月17日

福岡市議会

議長 森 英鷹 様

請願者 住所 〒810-0062

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

福岡市市民福祉プラザ4階

福岡市原爆被害者の会

会長



請願の趣旨

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年が広島・長崎に原爆が投下されてから 67 年目になります。人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、ふたたび被爆者を作らないことを願って、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。

私たちは、日本国民が安全に、安心して生きていけるためにも、貴議会が、現行法を改正し、原爆被害に対して国が償いをすることを求める決議を採択し、政府（内閣総理大臣）および国会（衆参両院議長）にその意見書を提出して下さるようお願いするものです。

広島・長崎の被爆者は、原爆による熱戦、爆風、放射線で殺され傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びました。多くの被爆者が無一物になり貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受け続けています。

しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律になっていません。

現行法の問題の第 1 は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。残留放射線、内部被曝を無視していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われません。

その 2 は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。

その 3 は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国としてすみやかな核兵器廃絶を謳うべきです。

その 4 は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、ふたたび被爆者をつくらない証しを明らかにすることです。

この地球上から核兵器をなくすことは被爆者の悲願であり、世界の恒久平和は人類共通の願いであります。

世界の潮流は、核兵器廃絶に向かっています。今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。

そのために、私たち被爆者は、「非核三原則」の法制化を求めます。

私たちは、ノーモアヒロシマ・ナガサキ、ノーモアヒバクシャを訴えてきましたが、放射線によって苦しむ人々をこれ以上生み出さないとの願いをもっています。

核兵器廃絶や非核三原則を求める非核宣言自治体は、現在、日本の自治体1,790のうち、1,556自治体、86,9%と、核兵器のない平和な社会を後世に引き継ぐべく、非核平和都市宣言を行っています。

請願事項

- 1、 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願い。
- 2、 非核三原則の法制化について、政府に意見書を提出してください。
- 3、 福岡市は、非核平和都市宣言を早期に行ってください。